



で出たごみの片付けでお困りの方へ

問合せ 生活環境課 ⑨ 204

**違法な不用品回収業者にご注意!**

羽村市では、左記以外の許可業者に処理を依頼することはできません。

ポストに投函されたチラシで紹介されている業者や、スピーカー放送を行っているながら車で巡回している業者は無許可である場合が多く、トラブルになる危険が高いため注意してください。

**【トラブルの事例】**

- ❖無料で回収すると言われたのに、後から不当な料金を請求された。
- ❖回収したごみが不法投棄されていた。
- ❖回収されたごみから個人情報抜き取られた。

引っ越しや遺品整理などで家庭から出る大量のごみを自分だけでは片付けることが困難な方は、下記の「一般廃棄物収集運搬業許可業者」に片付けから回収までのごみ処理を依頼することができます。

料金などについては、直接、許可業者に問い合わせてください。

**一般廃棄物収集運搬業許可業者**

- 丸順商事(有) ☎ 554-2229
- (有)小作物産 ☎ 554-2332
- 栄晃産業(株) ☎ 579-7740

※許可業者に依頼すると、自分で片付けるよりも業者の作業が加わるため、料金が高くなります。自分だけでごみを片付けられなくなる前に、普段から計画的にごみを片付けましょう。

はい!

**こちら消費生活センター**

本当の目的は貴金属?! 訪問購入にご注意!

問合せ 消費生活センター ⑨ 641



「不用品買取業者」などが消費者の自宅を訪問して物品を買い取る「訪問購入」。不用品だけを買い取ってもらってもいいが、強引に貴金属を買い取られた「売却を迷っていたら勝手に持ち去られた」などのトラブルが全国で発生しています。

**【事例】**

「不用品買取」のチラシを見て「服とお皿を売りたい」と電話で伝えて自宅に来てもらった。「ほかに貴金属はないか」としつこく言われて、売るつもりがなかった指輪を買い取られてしまった。指輪を取り返したい。

**【消費生活センターの対応】**

相談者に、訪問購入はクーリング・オフができることを説明し、クーリング・オフ通知の書き方出し方を伝えました。相談者が相手業者にクーリング・オフする旨と指輪の保全を依頼したところ了承され、後日、買取価格と交換に指輪が返却されました。

**【トラブル防止のアドバイス】**

訪問購入は契約書面を受け取ってから8日間クーリング・オフで

きますが、一度物品を引き渡してしまうと、物品が返還されないことがあります。注意してください。

●いきなり訪問してきた業者には対応しない

突然訪問して買取りの勧誘をすることは、法律で禁止されています。買取りを希望する場合は、信頼できる業者選びから始めましょう。

●事前に買取りを希望した物品以外は見せない・触らせない

「一緒に売却するとお得」「査定だけでもいい」と言われても応じないようにしましょう。

●できるだけ複数人で業者に対応

一人では対応せず、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。

●少しでも迷いがあれば物品を引き渡さない

消費者は、クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。

消費者トラブルに遭ってしまった時、不安に思った時は、早めに消費生活センターに相談してください。



特に記載がない場合、市役所の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。